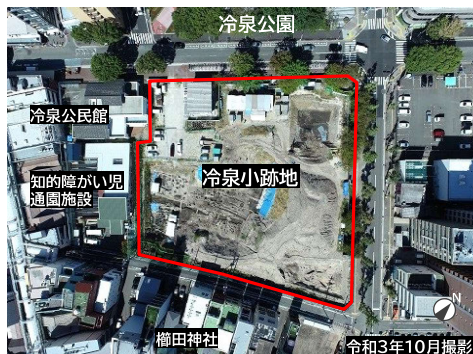


冷泉小学校跡地活用の検討状況、今後の進め方等について、報告を行うもの。

1. 冷泉小学校跡地の概要等

(1) 冷泉小跡地の概要

- 敷地面積：約6,800㎡
- 用途地域：商業地域
- 所有者：福岡市(教育委員会)



(2) 立地環境

- 博多祇園山笠で有名な「櫛田神社」に隣接して位置し、近隣には「博多座」や「川端通商店街」、「冷泉公園」が立地しており、本市でも「博多旧市街地プロジェクト」の取組みなどを実施
- 令和5年3月には地下鉄七隈線延伸区間(最寄り駅：櫛田神社前駅)が開業

(3) 主な経緯

- 平成13年4月：旧冷泉小校舎を仮校舎として使用していた博多小が現在地に移転開校(旧校舎や体育館等は地域利用で活用)
- 平成17年4月：冷泉小跡地の一部に知的障がい児通園施設開所
- 平成18年4月：冷泉小跡地の一部に冷泉公民館改築
- 平成28年11月：旧校舎等の解体に順次着手
- 平成30年5月：埋蔵文化財発掘調査に着手(所管局：経済観光文化局)
- 平成31年3月：「第1回冷泉小学校跡地活用協議会」開催

「冷泉小学校跡地活用協議会」
冷泉小学校跡地の活用に向けて、跡地活用の実現手法等を示す「冷泉小学校跡地活用方針」の検討を行うにあたり、参考となる意見聴取を行うもの。
・協議会委員：冷泉自治協議会役員 7名、有識者 7名
・事務局：住宅都市局

- 令和元年10月：発掘調査において「石積み遺構」出土
- 令和5年9月：福祉都市委員会に「冷泉小学校跡地での取組みについて」報告
- 令和5年10月：「石積み遺構」の国史跡指定に係る文化審議会答申

2. 文化審議会答申について

(1) 答申の概要

文化審議会が、文部科学大臣に対し、「当該石積み遺構は中世のアジア規模での交易を示す重要な遺構である」として、国史跡に指定するよう答申したもの。

- 指定名称：博多遺跡
- 所在地：福岡市博多区上川端町97番1
- 保存範囲：961.23㎡(遺構を中心に幅12m、長さ約80m)
- 史跡概要：幅約1.2m~1.6m、高さ約60cm



出土した石積み遺構

3. 今後の検討の方向性

(1) 跡地等の活用の基本的な考え方

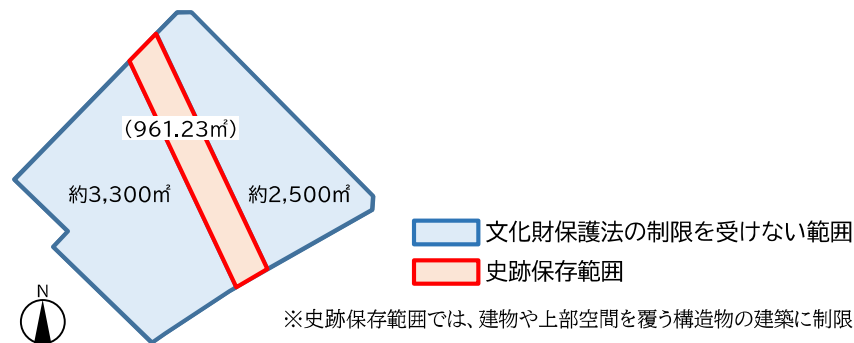
学校跡地などの公共施設跡地活用については、公共利用を考慮しつつ、市民ニーズや地域の特性などを踏まえ、財源確保の観点に加え、まちのにぎわいの創出や魅力の向上などのまちづくりの視点も取り入れながら、総合的に検討を進めていく。

(2) 冷泉小学校跡地について

冷泉小学校跡地は、都心部の貴重な空間と考えており、跡地活用の検討にあたっては、都心部の回遊機能の強化や博多の歴史や伝統文化を活かした、まちの賑わい創出、魅力の向上など、まちづくりに資する視点が重要と考えている。

また、地域コミュニティの場など、これまで学校が担ってきた役割・機能などを踏まえながら、出土した遺構の取扱い・活用やその他行政需要などのほか、土居通りや博多通りに面して、櫛田神社と冷泉公園の間にある立地特性を活かした視点で検討を行っていく。

《参考》 国文化審議会の答申に基づく冷泉小学校跡地の状況



※史跡保存範囲では、建物や上部空間を覆う構造物の建築に制限

4. 今後の進め方について

令和5年10月に、冷泉小跡地での埋蔵文化財発掘調査により出土した「石積み遺構」について、国の史跡指定に係る答申が発出されたことから、博多校区冷泉自治協議会等との協議を始めている。

今後、「博多遺跡」の活用の検討と連携しつつ、地域と協議を重ねるとともに「跡地活用協議会」などにおいて意見を伺い、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用となるよう、方針を策定しながら、跡地活用に向け取り組んでいく。

